

キャッシュカードによる 「ATM振込限度額変更」のお知らせ

日頃は、浜松信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、近年は、振り込め詐欺や偽造・盗難カード等による不正引き出しの被害が増加しており、社会問題となっています。

このような状況から、当金庫では、お客様の大切な財産をお守りするため、キャッシュカードによるATMでの1日あたりのお振込限度額を、下記の通り、引き下げさせていただきます。

お客様には、大変ご不便をお掛けいたしますが、何とぞご理解賜われますようお願い申し上げます。

◆ 対象 当金庫 磁気キャッシュカードをご利用の

個人のお客様

※ 法人・個人事業主^(注)のお客様、既に振込限度額を個別にお届けされているお客様、およびICキャッシュカードご利用のお客様は、振込限度額に変更はありません。

注. 個人事業主とは、当金庫へ個人事業主として届出をされている方です。

◆ 1日あたりの振込限度額

変更前

変更後

200万円 ⇒ 100万円

◆ 変更日 平成24年3月5日(月)

なお、上記の変更をご了承いただけないお客様または個別に振込限度額変更をご希望のお客様は、取引店窓口にお申し出ください。所定の手続きにより対応させていただきます。

※ お手続きの際には、「お届け印」「本人確認書類」「キャッシュカード」をお持ちください。まずようお願い申し上げます。

くわしくは、取引店窓口 または お客様サービス課 (☎ 0120-307-804) までお問い合わせください。

以上

for your smile ~あなたの笑顔に逢いたくて~

